

ID: 246

担当部署: まちづくり推進課

処分の概要	地縁による団体の認可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の2第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第260条の2第1項及び第2項の規定による。</p> <p>第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p> <p>〔第260条の2第1項文中「その他市町村内の一定の区域」の説明〕 美里町行政区長規則第2条第2項に規定する担当区域(別表)及び団体が規約で定めた区域。</p> <p>〔第260条の2第2項第1号文中「活動を行っている」の説明〕 該当団体が、会員より会費を徴収し、年1回総会を開催して、事業報告及び会計決算報告が行われていること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年 6月 7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 247

担当部署: まちづくり推進課

処分の概要	告示事項に関する証明書の交付		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の2第12項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
<p>【基準】</p> <p>法第260条の2第12項の規定による。</p> <p>12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年 6月 7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 248

担当部署: まちづくり推進課

処分の概要	地縁による団体の規約の変更の認可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の3第2項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
<p>【基準】</p> <p>法第260条の3の規定による。</p> <p>第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年 6月 7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 249

担当部署: まちづくり推進課

処分の概要	地縁による団体の解散後の財産の処分の認可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の31第2項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第260条の31の規定による。</p> <p>第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。</p> <p>2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。</p> <p>3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。</p>			
標準処理期間	50日		
備考			
設定年月日	平成25年 6月 7日	最終変更年月日	年 月 日